

<認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例・手続きの流れ>

1. 事前準備（認可地縁団体）
<input type="checkbox"/> 手続きの流れ、必要書類の準備等について、まちづくり政策課へご相談ください。 <input type="checkbox"/> 申請不動産の所有者を把握してください。 <input type="checkbox"/> 所在が判明している登記関係者から、特例制度を適用することについて同意を得ておいてください。 <input type="checkbox"/> 総会を開催し、次の事項について協議・議決のうえ、議事録を作成してください。 ① 特例制度の申請を行うことについて ② 申請不動産の所有に至った経緯等について (認可申請時に提出した保有資産目録／保有予定資産目録に申請不動産の記載がない場合)
2. 申請（認可地縁団体→松川町）
<input type="checkbox"/> 次の資料をご提出ください。 ① 公告申請書 ② 申請不動産の登記事項証明 ③ 認可申請時に提出した保有資産目録または保有予定資産目録 (又は申請不動産の所有に至った経緯等について総会で議決したことを証する書類) ④ 申請者が代表者であることを証する書類 ⑤ 特例制度の申請を行うことについて総会で議決されたことを証する書類 ⑥ 所在の分かっている登記名義人等から同意を得たことが分かる書類 ⑦ 地方自治法第 260 条の 38 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料 ⇒ 資料の詳細については<認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例・申請要件と疎明資料>をご覧ください。
3. 審査（松川町）
<input type="checkbox"/> 申請要件を満たしているか、提出書類により松川町が審査します。
4. 公告手続き（松川町）
<input type="checkbox"/> 申請要件を満たしている場合、次の事項について公告を行います。 ① 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所 ② 申請書に記載された申請不動産に関する事項 ③ 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、登記関係者等までであること <input type="checkbox"/> 松川町掲示板に公告文を貼り出すほか、町 HP への掲載等を行います。 <input type="checkbox"/> 公告期間は 3 ヶ月以上となります。 ※異議申出があった場合は、認可地縁団体に書面で通知します。この場合、特例手続きは中止となります。
5. 証する情報の提出（松川町→認可地縁団体）
<input type="checkbox"/> 異議申出がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、認可地縁団体に対して公告結果を証する情報を書面により通知します。
6. 登記手続き（認可地縁団体）
<input type="checkbox"/> 認可地縁団体は、情報提供の書面を含む必要書類を用意し、法務局にて登記に係る手続きを行ってください。